三十五　第八条の二第一項第六号の液化水素の超低温容器の液面計	三十五　液化水素の超低温容器に設けられた液面計の設置状況を目視により検査し、当該液面計の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十六　第八条の二第一項第七号の通報を速やかに行うための措置	三十六　通報を速やかに行うための措置の状況を目視、図面等により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。
三十七　第八条の二第一項第八号の常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置	三十七　常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

を

に

変更の工事に係る認定指定設備技術基準適合書の番号及び交付年月日	変更の工事をおこなつた部品の名称及び製造番号

改める。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第二条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「充てん」を「充塡」に改め、同条第二項第二号に次のように加える。

ヲ　容器保安規則第二条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器（以下「圧縮水素運送自動車用容器」という。）に圧縮水素を充塡するときは、当該圧縮水素運送自動車用容器の温度を常に六十五度以下に保つとともに、温度が四十度を超える場合は、容器の破裂を防止する措置を講ずること。

第五条第二項第八号ホ中「容器等」の下に「（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）」を加え、同号中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　圧縮水素運送自動車用容器は、常に温度六十五度以下に保つこと。

第七条中「充てん」を「充塡」に改め、同条第一項第二号中「ものであり、かつ」の距離を有すること。また」に、「五メートル以上の距離を有する」を「五メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずる」に改め、同条第二項第四号中「有する」を「有し、又はこれと同等以上の措置を講ずる」に改め、同項第五号中「設ける」を「設け、又はこれと同等以上の措置を講ずる」に改める。

第七条の二中「充てん」を「充塡」に改め、同条第一項第五号中「有する」を「有し、又はこれと同等以上の措置を講ずる」に改め、同項第六号中「防火上有効な壁を設ける」を「高さ二メートル以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を講ずる」に改め、同条第二項第三号中「水」を「水分」に改める。

第七条の三中「充てん」を「充塡」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「圧縮水素スタンド（」の下に「当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の」を加え、同項第二号中「ものであり、かつ」を「距離以上の距離を有すること。また」に、「）以上の距離を有する」を「）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずる」に改め、同項第四号中「蓄圧器（圧縮水素若しくは液化水素」を「蓄圧器（圧縮水素）」に改め、同項第十五号イ中「次項第三十六号において」を「以下」に、「又は」を「若しくは」に、「同号において」を「以下」に、「により」を「により」に改め、「という。」の下に「又はフープ巻（ライナー胴部に繊維を軸とほぼ直角に巻き付ける方法をいう。以下同じ。）のみにより樹脂含浸連続繊維を巻き付けた構造（以下「フープラップ構造」という。）」を加え、同条第二項中「以下同じ」を「以下この項において同じ」に改め、同項第三号中「有する」を「有し、又はこれと同等以上の措置を講ずる」に改め、同項第四号中「設ける」を「設け、又はこれと同等以上の措置を講ずる」に改め、同項第三十六号イ中「ライナー」に、ヘリカル巻又はインプレーン巻により、樹脂含浸連続繊維を巻き付けた」を削り、「フルラップ構造」の下に「又はフープラップ構造」を加える。

第三十七条第二項に次の一号を加える。

三　製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンド以外の製造設備（第五条第一項第五十八号の二に規定する措置に限る。）、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド（第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に規定する措置に限る。）、液化天然ガススタンド（第七条の二第一項第五号及び第六号に規定する措置に限る。）並びに圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第四に定める方法を用いる場合。

第三十七条第三項を削る。

別表第三中「充てん」を「充塡」に改め、同表第四項第二号の項中「検査を行う。」の下に「なお、公道の道路境界線に対する距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第四項第十一号の項中「できる。」の下に「なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第四項第十二号の項中「検査する。」の下に「なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第五項第八号の項中「できる。」の下に「なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第六項第九号の項中「及び」を「によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は」に改め、「検査する。」の下に「なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第六項第二号の項中「第八条」を「第八号」に改め、「検査を行う。」の下に「なお、公道の道路境界線に対する距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第六項第十六号の二の項中「フルラップ構造」の下に「又はフープラップ構造」を加え、同表第六項第二十号の項中「できる。」の下に「なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第六項第二十一号の項中「検査する。」の下に「なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第六項第六十一号の項中「フルラップ構造」の下に「フープラップ構造」を加える。

別表第四中「別表第四（第三十七条第三項関係）」を「別表第四（第三十七条第二項第三号関係）」に、「充てん」を「充塡」に改め、同表第二項の次に次の二項を加える。

2の2　製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設の場合	
一　第七条第一項第二号後段及び同条第二項第四号のディスペンサーから公道の道路境界線に対する距離	一　ディスペンサーの外面から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離の確保と同等以上の措置を講じている場合であつて、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。